



[リチウム金属の含有量]
 ・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が2gを超えるか？

Yes No

[1包装物あたりの量]
 ・セルの場合、セルの個数が8個を超えるか？
 ・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか？
 (セルまたは電池の個数に関わらず、セルおよび組電池1個あたりのリチウム金属含有量が0.3g以下の場合は" No " を選択)

Yes No

[リチウム金属の含有量]
 ・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が2gを超えるか？

Yes No

[リチウム金属の含有量]
 ・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が2gを超えるか？

Yes No

[1包装物あたりの電池の個数]
 ・セルの場合、セルの個数が4個を超えるか？
 ・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか？
 (ボタン/コイン電池の個数は除く)

Yes No

UN3090 PI968	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 2.5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの総重量 (グロス) ・旅客機の場合: 2.5kgG ・貨物機の場合: 2.5kgG	リチウム金属の含有量が: ① 0.3g以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 0.3gを超えるが1g以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 0.3gを超えるが2g以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	不要 【注】 弊社では、危険物申告書を使用して申告された場合も受託いたします。(申告書の記入例は、添付をご参照ください。) 危険物申告書をご使用いただいた場合、運送状へ“危険物申告書添付”の文言をご記載いただくことで、下記AWBの要件を満たす必要がありません。	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	以下は、危険物申告書を使用しない場合の、AWBへの記載事項 ①荷送人および荷受人の住所・氏名 ②UN3090 ③リチウム金属電池, PI968, IB ④包装物の個数および各包装物の総重量 ⑤包装物がリチウム金属セルまたは組電池を含んでいること ⑥包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ⑦包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑧追加情報の必要な時の連絡先電話番号 ⑨オーバーパックに収納されている場合は、IATA発行のリチウム電池ガイドラインに従い、DGR 8.1.6.9.7 ステップ7で要求される記載事項 【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①から④については、必ずAWB上に記載が必要となります。	①“リチウム金属電池PI968, Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウム金属セルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	分類9の危険性ラベルに加えて、リチウム電池取り扱いラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI968 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を駆動するのに必要最低限の個数に加え、予備電池が2つまで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	①“リチウム金属電池PI969, Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウム金属セルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI969 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合: 12g以下 ・組電池の場合: 500g以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	包装物あたりの電池の個数が、 ・セルの場合: 4個以下 ・組電池の場合: 2個以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	①“リチウム金属電池PI970, Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウム金属セルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	不要 (AWBへの記載要件は対象外となりますので、左記①から⑤を記載されないようご注意ください。)
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	不要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI970 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	可能